

令和6年 10月 1日採用予定 大阪市任期付職員（保育士）を募集します!!

☆申込方法について

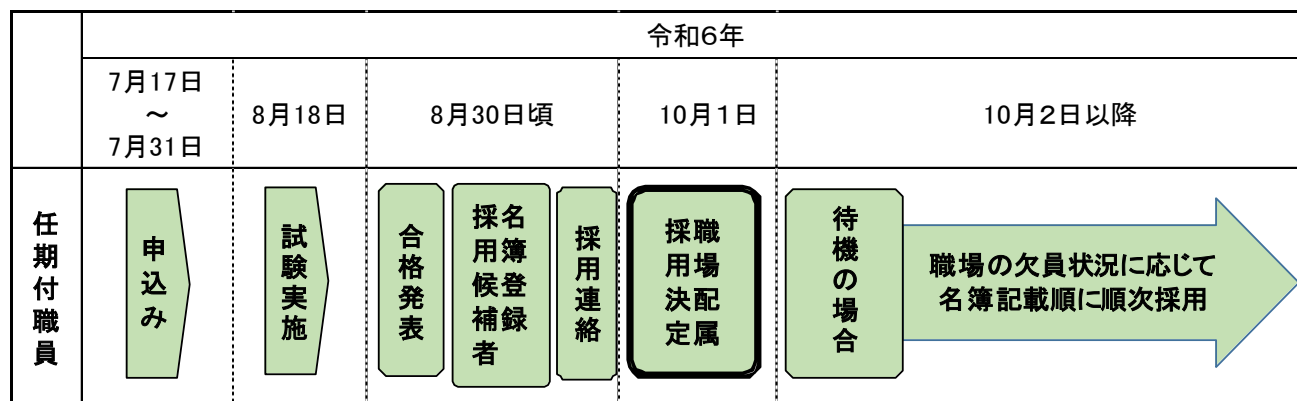
- ・行政オンラインシステムから申込みをしてください。
※詳細は、裏面要綱の「5 申込方法」をご覧ください

☆任期付職員とは

- ・給与や勤務条件は、基本部分は本務職員に準じます。
- ・勤務場所は、大阪市内 53 か所の公立保育所です。

☆申込みから採用まで

- ・採用予定人数 20名程度を採用
- ・受験要件 年齢制限はありません。また、保育士資格等は令和6年10月1日取得見込みを含みます。
- ・試験実施日 令和6年8月18日（日）
- ・任用期間 令和9年3月31日まで（2年6カ月）
※令和11年3月31日まで更新する場合があります。
- ・合格者が採用人数を超えて待機中となった場合でも、令和8年4月1日までは欠員状況に応じて随時採用を行います。



※ 詳細は、裏面の要綱をご確認ください。

大阪市任期付職員(保育士)採用候補者登録試験実施要綱

令和 6 年 7 月 17 日

大阪市こども青少年局

本市では、セーフティーネットとしての公立保育所を適切に運営するため、クラス担当や障がいのある子どもへの対応等を充実させることで職員が必要となることから、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第 4 条に基づく任期付職員（保育士）を次のとおり募集します。

1 公募内容等

【職務内容】 公立保育所における保育業務全般

【採用人員】 令和 6 年 10 月 1 日付け採用予定数 20 名程度(予定)

※この試験の合格者は「大阪市任期付職員(保育士)採用候補者名簿」〔以下『候補者名簿』という〕に登録されます。

【任用期間】 令和 6 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（2 年 6 カ月）

※本市が任用期間の延長が必要と認める場合、勤務状況の評価により令和 11 年 3 月 31 日までの範囲で任用期間を延長することがあります。

【勤務場所】 大阪市内にある 53 か所の公立保育所

※人事異動により勤務場所が変わることがあります。

2 応募資格（次の（１）と（２）を満たす方）

（１） 保育士資格若しくは当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士資格を有する者又は幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（採用予定日までに取得見込みの者を含む。）

※ただし、平成 21 年 3 月 31 日以前に授与された幼稚園教諭及び小学校教諭及び養護教諭の普通免許状を有する人が、令和 6 年 10 月 1 日時点で教員免許更新制の修了確認期限を経過して更新講習修了確認を受けていない場合かつ失効した免許状について都道府県教育委員会に再授与申請手続を行わず有効期限のない免許状の授与を受けていない場合を除く。

（２） 次の地方公務員法第 16 条各号に該当しない者

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日時・場所

【試験日時】 令和6年8月18日（日）午前9時00分集合（試験開始は午前9時15分予定）

【場 所】 大阪市役所（所在地：大阪市北区中之島1丁目3番20号）

[交通機関] オオサカメトロ御堂筋線・京阪電車京阪本線「淀屋橋」駅下車すぐ（1番出口）
京阪電車中之島線「大江橋」駅下車すぐ（6番出口）

4 選考方法（試験の方法・解答形式等）

【専門試験】 記述式による 1時間 （保育の基礎知識、保育実践力及び判断力等について）

【口述試験】 個別面接による 15分程度 （目安としての時間）

※口述試験の実施にかかる集合時間については、受験者ごとに異なりますので、詳細については後日交付する受験票にて確認してください。

【合格決定】 専門試験（配点100点）及び口述試験（配点100点）の合計得点により決定され、合計得点が一定点数以上の者を合格者とします。ただし、専門試験及び口述試験のいずれかが一定の基準に達していない場合は不合格となります。

【試験結果】 令和6年8月30日（金）頃に、全受験者本人に通知するほか、合格者の受験番号を本市ホームページ上に掲載します。

5 申込方法

次の1・2の手続きを行うことで申込みが完了しますので、各期限に気を付けて申し込んでください。

1 行政オンラインシステムで受付期間中に受験申込を行う。

受付期間 令和6年7月17日（水）から令和6年7月31日（水）午後5時まで

※行政オンラインシステムで「①申込書」と「②面接カード」をダウンロードし、
それぞれA4白色用紙に片面印刷し、必要事項を記入する

2 ダウンロードした書類①・②と資格確認書類③を合わせて提出期限までに提出先に郵送する。

提出期限 令和6年8月2日（金）必着

- ① 大阪市任期付職員（保育士）採用候補者登録試験申込書
- ② 面接カード
- ③ 保育士証等の資格が確認できるもの（※採用予定日までに取得見込みの場合は、「取得見込み証明書」等の取得見込みであることが確認できるもの）

提 出 先 〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

大阪市こども青少年局企画部総務課（人事グループ） 宛て

※封筒の表に「一般職任期付職員（保育士）申込書在中」と朱書してください。

【受験票交付】受験票は、行政オンラインシステムにて交付します。令和6年8月9日（金）ごろ、PDFファイルでダウンロードできる状態になります。

「行政オンラインシステム」には、下記アドレス又は右のQRコードから入ることができますので、当試験を選択し申し込んでください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/portal/home>



※連絡が取れるメールアドレスをお持ちでない方や受験票を印刷できない方は、インターネットで申し込むことはできませんので、封筒の表に「一般職任期付職員(保育士) 申込用紙希望」と朱書し、角形2号の返信用封筒（A4判のノートが入る大きさ・140円切手〔速達の場合は400円切手〕貼付・郵便番号とあて先及び試験区分明記）を同封し、令和6年7月24日（水）（必着）までに、大阪市こども青少年局企画部総務課人事グループ（〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20）まで申込用紙を請求してください。行政オンラインシステムによらず郵送で申し込まれる場合の申込書の受付期限は、令和6年7月31日（水）必着となります。

6 合格から採用まで

- （1）合格者は、試験の合計得点の高い順に「候補者名簿」に登録され、その登録順に基づき任用します。登録されても採用時期が令和6年10月2日以降になる場合や採用されない場合があります。なお、「候補者名簿」の登録期間は、令和8年4月1日までとなります。
- （2）採用決定（任用）するにあたり、当該名簿に登録された採用候補者に事前に連絡を行いますが、本人の都合により辞退された場合は、「候補者名簿」順位の最後尾に再登録となります。
- （3）合格後、あるいは『候補者名簿』に登録後、受験資格がないこと及び申込みの内容に虚偽が認められた場合には合格・登録を取り消すことがあります。
- （4）保育士については、児童福祉法により、都道府県知事への保育士登録が必要です。登録手続きを行ってください。同法第18条の5に該当して保育士登録を受けられない場合は採用されません。
また、採用にあたっては、任命権者において、同法第18条の20の4第3項の規定に基づき、同条第1項のデータベース（保育士特定登録取消者管理システム）を活用することとし、児童生徒性暴力等を行ったことが判明した場合には採用されないことがあります。
- （5）国家戦略特別区域限定保育士については、国家戦略特別区域法により、都道府県知事への国家戦略特別区域限定保育士登録が必要です。登録手続きを行ってください。国家戦略特別区域法12条の5第4項各号に該当して保育士登録を受けられない場合は採用されません。

7 勤務条件等

【勤務日】 日曜日・祝日・年末年始、及び土曜日に相当する指定休日を除く、月曜日から土曜日まで

【勤務時間】 9時00分から17時30分までを基本とし、7時00分から19時45分の間でローテーション勤務（勤務時間は15分刻みで設定）に従事していただきます。

《例》 〔通常勤務〕9:00～17:30、〔早出勤務〕7:00～15:30、〔遅出勤務〕11:15～19:45

【休日】 4週8休制を基本とし、日曜日・祝日・年末年始、及び土曜日に相当する指定休日

【休憩時間】 1日に45分間（ただし、勤務時間が8時間を超える場合 合計1時間）

【時間外勤務】 必要に応じて従事していただきます。

【年次休暇】 毎年4月1日を基準とし、1年につき20日付与します。

（年度途中で任用される場合は、時期に応じた比例付与になります。）

【給料等】 初任給 月額 212,396円（地域手当を含む。令和6年10月現在）

※初任給は、学歴や行政機関、民間企業等での実務経験等に応じて決定されます。

※その他、各種手当（扶養手当・住居手当・通勤手当・超過勤務手当）があります。

※勤務成績に応じて毎年昇給があります。

《前歴加算後の初任給例》

保育所における保育業務従事の場合

※週当たりの勤務時間が

38時間45分以上のもの

在職年数	初任給
5年	222,836円
10年	238,264円
15年	253,344円

【期末勤勉手当・退職手当】 本市職員基準により支給します。

【その他】 上記以外の勤務条件については、基本的に本市職員に準じたものになります。

8 試験結果の開示

試験の結果、不合格の場合には、次の要領で申し出ることにより成績をお知らせします。

総合順位及び総合得点（専門試験・口述試験）については、土・日・祝日を除く令和6年9月2日（月）から令和6年9月6日（金）までの間で（午前9時00分～正午、午後1時00分～午後5時00分）、大阪市こども青少年局企画部総務課内において開示しますので、受験者本人が身分を証明できる書類（顔写真の添付のあるもの：運転免許証、パスポート又は学生証等）を持参のうえ、口頭で申し出てください。

9 備 考

- （1）点字受験を希望される場合は、一定の条件がありますので、申込前にこども青少年局企画部総務課まで必ずお問い合わせください。申込み後における点字による受験希望の申し出は受け付けられません。
- （2）車いすを使用されているなど、身体等の事情により、試験会場等に配慮を必要とされる方は、申込みの際にこども青少年局企画部総務課までお知らせください。
- （3）この試験において提出された書類等は、受付後返却はしません。
- （4）可否結果については、受験者本人以外にはお知らせできません。
- （5）受験に際して大阪市が収集した個人情報、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。
- （6）地方公務員法第22条第1項の規定に基づき、任期付職員の採用は条件付となり、採用日から6か月に達した時点で、それまでの勤務状況等から判断して、正式採用の可否を決定します。

受験申込みにあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組み及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得了上で受験申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】(抜粋)

(倫理原則)

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

(職員倫理規則)

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと

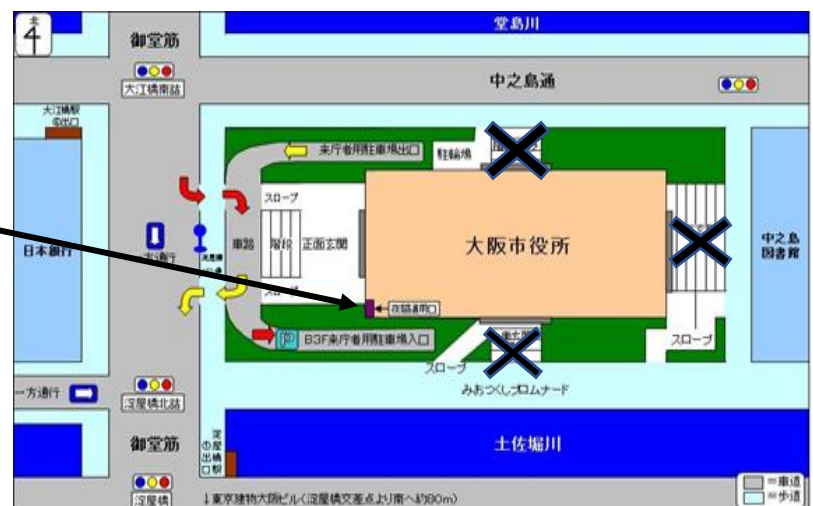
この試験についての問い合わせ及び

試験当日の欠席の連絡(当日午前9時から午前9時15分の間)は下記まで

大阪市子ども青少年局企画部総務課(市役所2階/電話:06-6208-8637)

〔試験会場案内図〕

※試験当日の出入り口は、矢印付近(正面玄関側)からのみとなります。他の入り口からは、入ることができませんのでご注意ください。



〔交通機関〕 オオサカメトロ御堂筋線・京阪電車京阪本線「淀屋橋」駅下車すぐ(1番出口)

京阪電車中之島線「大江橋」駅下車すぐ(6番出口)